

西栗倉村の職員給与等について

村職員の給与については、その適正な水準を維持するため、国・県の職員の給与や村の財政事情に考慮しながら、議会の審議を経てきめることになっています。

そこで、今月では村職員の給与や職員数の状況等についてお知らせします。（平成17年4月1日現在）

1 人件費の状況（平成16年度一般会計決算）

住民基本台帳人口 (17,331現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費比率 (B/A)	(参考)15年度の 人件費比率
1,704人	千円 1,792,229	千円 66,684	千円 276,111	% 15.4	% 16.2

(注) 人件費には、特別職に支給される報酬を含む。

2 職員給与費の状況（平成17年度一般会計予算）

職員数 (A)	給与費 (千円)				一人あたり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	(内期末・勤勉手当)	計(B)	
36人	132,349	69,778	53,113	202,127	5,615千円

(注) 1 職員手当には、退職手当は含まない。

2 給与費は当初予算書に計上された額である。

3 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

一般行政職 (一)			一般行政職 (二)		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
311,200円	332,925円	41歳	235,325円	239,450円	50歳

4 一般行政職の級別職員数の状況

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主事	主任	係長	主幹	課長	課長	
職員数	0人	5人	3人	3人	4人	4人	2人	7人	28人
構成比(%)	0.0	17.9	10.7	10.7	14.3	14.3	7.1	25.0	100
1年前の構成比	3.4	20.7	6.9	10.3	10.3	20.7	27.7	0.0	100

(注) 西栗倉村職員の給与条件に基づく給料表の級区分による職員数である。
標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

5 職員の初任給の状況

区分	決定初任給	採用2年 経過給料額
一般	大学卒 170,700円	184,400円
行政職	高校卒 138,800円	148,500円

6 特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等
給料	村長 574,000円
報酬	議長 263,000円 副議長 220,000円 議員 200,000円
期末手当	(17年度支給割合) 6月期 2.10月分 12月期 2.35月分 計 4.45月分 ※加算措置 無
	(17年度支給割合) 6月期 1.70月分 12月期 1.80月分 計 3.50月分 ※加算措置 有 40%減額

7 部門別職員数の状況（各年4月1日現在） 8 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

部門	区分	職員数(人)			対前年増減数(人)		
		平15	平16	平17	平15	平16	平17
一般行政福祉関係	議会	1	1	1			
	総務	10	8	9	3	△2	1
	税務	1	1	1			
	労働						
	農水	5	4	5		△1	1
	商工	1	1	2	△1		1
	土木	1	1	1	△1		
	小計	19	16	19	1	△3	3
福祉関係	民生	3	5	4	△1	2	△1
	衛生	3	3	2			△1
	小計	6	8	6		2	△2
一般行政計		25	24	25		△1	1
特別行政	教育	12	11	10		△1	△1
	警察						
	消防						
	小計	12	11	10		△1	△1
公営企業等	病院						
	水道						
	交通						
	下水道	1	1	1			
	その他	8	8	6			
小計		9	9	7			
総合計		46	44	42	0	△2	△2

①基本方針

三位一体改革・地方分権等及び住民ニーズの高度化、多様化に適切に対処するため、徹底した行財政改革に取り組むことが必要と考えられる。

昨今の厳しい状況をふまえ事業の増減に応じて、組織・体制のスクラップ・アンド・ヒルドを徹底し、事務事業の見直し、職員の定期的な人事異動の中で、適正配置による最大の効果を図る。

②年度別定員適正化計画の推進手順（単位：人）

部門	区分	平17	平18	平19	平20	平21	平22	合計
一般行政職	減員	0	0	△1	0	△1	△1	△3
	増員	0	0	0	0	0	0	0
	差引	0	0	△1	0	△1	△1	△3
	職員数	25	25	24	24	23	22	

③進捗状況

事務事業の統廃合や、縮小を行い長期的に人員削減を行う。

(平成22年4月1日時点での計画値) 22人

実 人 員 25人

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員を含み、臨時または非常勤職員を除いている。